

坂下診療所の事業譲渡による民営化を断念 新たな協議、検討を開始しました

中津川市と医療法人純正会は、令和7年7月11日をもって、「坂下診療所の事業譲渡に関する基本合意書」の期限を延長しないことで合意しました。

市と同法人は、坂下診療所を含めた市の医療・介護提供の方向性の協議を継続することを確認しました。

今後は、事業譲渡とは別の形で多様な方向性を検討します。

■基本合意の終了

- ・令和5年7月14日に締結した、医療法人純正会との事業譲渡による民営化(民設民営)にかかる基本合意は7月11日の期限をもって延長しないことで合意
- ・同7月11日以降は、医療法人純正会と、市全体における医療・介護提供と地域振興についての協議を継続

■これまでの経緯

- ・令和4年8月 民間移譲に係る運営事業候補者を公募（プロポーザル方式）
- ・令和4年9月 民間移譲に係る運営事業候補者を医療法人純正会に決定
- ・令和4年9月 医療法人純正会と協議開始
- ・令和5年7月 「坂下診療所の事業譲渡に関する基本合意書」を締結
- ・令和6年7月12日

上記基本合意書が期間満了を迎えるため、覚書による継続手続き実施。合意書の有効期限を「目的に定める内容（事業譲渡契約の締結）に到達した日」とし、それが覚書による合意から1年を経過する*場合は、改めて協議することとした。

※令和7年7月11日で1年となる。

■今後の方向性

- ・事業譲渡による民営化とは別の形で、坂下診療所の運営形態や事業内容について多様な方向性を検討

お問い合わせ先

医療福祉部 病院局 担当者：古田
電話：0573-66-1251（中津川市民病院）
医療福祉部 病院局 担当者：森
電話：0573-75-3118（国保坂下診療所）